

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年4月27日 制 定

令和8年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、交通事故防止対策の一環として、安全装置等の装着を実施する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。

(対象装置)

第3条 次の各号に掲げる装置とする。助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が定める別紙「安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧」を基準とする。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか、以下の（１）～（３）の装置は、後付け装置を対象とする。

(１) 後方視野確認支援装置

以下のいずれかに該当する場合に助成対象とする。

- ①新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合
- ②側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入、またはカメラ及びモニターを同時に導入した場合
- ③既に導入されていた後方視野確認支援装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、またはモニターかカメラのいずれかを買い換える場合

(２) 側方衝突監視警報装置

車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5t以上のものを助成対象とする。

(３) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置

(４) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。

(5) 大型車用トルク・レンチ

「600N・m」以上の締め付け能力を有するトルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）を車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

(助成額)

第4条 装置1基あたり機器本体購入価格の2分の1（千円未満切捨て）とし、上限額を次の通りとする。但し、(1)～(5)まで併せて1事業者5基を上限とする。

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| (1) 後方視野確認支援装置 | 上限 20,000円／基 |
| (2) 側方衝突監視警報装置 | 上限100,000円／基 |
| (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック | 上限 20,000円／基 |
| (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 | 上限 20,000円／基 |
| (5) トルク・レンチ | 上限 30,000円／事業所 |

2、国からの補助金が交付された機器については助成しない。なお、国以外（岩ト協を含む）から補助金を受けている場合は、補助総額が実費を超えない金額を助成する。

3、取付工賃や消費税は対象外とする。

4、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のため申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼し、添付する。

5、中古品、レンタルの場合は対象外とする。

6、(4)については、車両に装着する機器ではないが、事業用トラック1台につき1台を上限に助成対象とする。

7、(5)については、1事業所1台を上限とする。なお、型式等の特定は行わず、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを助成対象とする。

(申請期間)

第5条 対象機器を買い取り（一括、割賦）、またはリースで新たに装着または導入した当該年度の4月1日から翌年2月20日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、申請期間内に装着したことが確認できる書類（領収書等、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書）を提出することとする。また、機器は申請期間内に装着、又は導入し、且つ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第6条 事業者は、様式1「助成金交付申請書（兼請求書）」、様式2「機器別請求内訳書（兼装着証明書）」、様式3「誓約書」、当該機器を装着した車両の自動車検査証記録事項の写し（第3条（4）の申請は除く。第3条（5）の申請は当該事業所が保有する車両総重量8 t以上の事業用トラック1台分の自動車検査証を添付する。）、対象機器のメーカー名・型式・購入単価が記載された請求書（リースの場合は見積書でも可）の写し、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書の写し、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書の写し）を添付し、岩ト協に申請する。

また、第3条（4）の申請については、Gマーク認定証の写し、同条（5）の申請については、「600N・m」以上の締め付け能力を有することが確認できるカタログ等の写し（カタログ等により確認することができない場合には、当該トルク・レンチ販売会社に『600N・m』以上の締め付け能力を有する」旨を記載させた領収書等（リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書の写しに付記する。）を加えて添付し、岩ト協に申請する。

なお、上記申請書類で要件の確認が出来ない場合は、別途確認できる書類を求める場合がある。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金の交付)

第7条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があった時には、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日または導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岩ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この交付要綱によらない事項については、全ト協の「安全装置等導入促進助成金交付要綱」を適用する。

(附則)

1. 本要綱は平成18年度より適用する。
2. 平成29年3月17日一部改正
3. 令和2年4月1日一部改正
4. 令和3年4月1日一部改正
5. 令和5年4月1日一部改正
6. 令和6年4月1日一部改正
7. 令和7年4月1日一部改正
8. 令和8年4月1日一部改正